

大船渡地方振興局長告示第5号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年4月17日

大船渡地方振興局長 高橋 克雅

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370300261	アイリスケアセンター大船渡	岩手県大船渡市赤崎町字佐野86番地1	平成19年3月31日